

コンサルタント等契約における 「インボイス制度導入に伴う請求書等の様式変更」について

日時：2023年9月21日 14：00～15：00

説明会次第

1. 説明
2. 質疑応答

国際協力機構
調達・派遣業務部

内容

1. **インボイス制度**
2. **適格請求書（インボイス）の対象**
3. **様式の変更：適格請求書記載事項、契約金相当額計算書**
4. **留意事項等**

1. インボイス制度

2023年10月1日から導入される消費税の申告制度であり、仕入税額控除の仕組みの一つです。

- 適格請求書発行事業者（＝インボイス事業者）は、消費税の課税取引につき、適格請求書を発行する必要があります。
- 請求書の受領側（発注者：JICA）は、消費税の還付のために、**課税仕入につき適格請求書**を入手し、保存する必要があります。

※JICAは、消費税の課税事業者であり、適格請求書発行事業者です。

契約における課税仕入とは：

JICAが、受注者より消費税の課税対象となる業務の成果を受け、受注者に対しその対価を支払うことです。

※インボイス制度全般の説明は国税庁の[特集インボイス制度](#)を参照ください。

2. 適格請求書（インボイス）の対象

適格請求書の対象は、

- **課税契約（一部不課税契約における課税対象を含む）**において、
報告書などの成果品を受領し、その対価として支払う、**部分払及び
精算払の請求書**

※参考：JICAの会計処理上では、成果品を受けてそこまでの業務の実施を確認して初めて消費税を認識して処理しますので、業務実施前に支払う前金払や概算払については消費税は認識していません。

JICA請求書の様式うち、

部分払及び精算払の請求書を「適格請求書記載事項」を満たす様式に変更します。

3. 様式の変更：適格請求書記載事項

- 適格請求書（インボイス）：以下の記載事項が必要となり、部分払及び精算払請求書には、**支払金額とは別に成果品により確認した「業務の対価」を記載**します。

※ 現行の支払額、振込先などは支払情報として2枚目に記載します。

【適格請求書記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 業務の対価の**業務の内容**
- ③ 業務の対価について、**業務が完了した年月日**
 - 部分払請求書：業務部分完了届の提出日よりも前の日付
 - 精算払請求書：業務完了届の提出日よりも前の日付
- ④ 業務の対価の税抜額及び適用税率、
 - 部分払請求書：
今回部分払の「**契約金相当額（税抜）**」× (9/10)
 - 精算払請求書：
精算確定額より各部分払時の「**契約金相当額（税抜）**」× (9/10) を**算出**し、その合計額を差し引いた額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式2：部分払請求書（様式）（2023.10版）

20**年**月**日

⑥ 独立行政法人国際協力機構
契約担当役理事 殿

【所在地】
【会社名】
① 【登録番号】¹
【代表者役職名】
【代表者名】 印

部分払請求書

20**年 月 日付²で業務部分完了届に対する検査合格の通知がありましたので、業務実施契約約款第17条に基づき、下記の通り部分払の支払いを請求します。
 なお、本契約は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第5条第3項に規定する経過措置の適用対象となるものです。³

記

② 1. 対象契約（**業務の内容**）⁴
 業務名称 _____
 業務実施地 _____
 締結日 _____

③ 2. 業務部分完了日⁵：20**年 月 日

3. 業務の対価⁶

④	① 今回部分完了に伴う業務の対価（税抜） ⁷	_____ 円
	② 適用税率	10%
⑤	③ 今回消費税額	_____ 円

（支払情報は次ページ）

3. 様式の変更：契約金相当額計算書

■ 契約金相当額計算書

部分完了に伴う業務の対価（消費税抜き）の計算式：「**契約金相当額（税抜）**」×（9/10）を追加

【部分払金額計算】

	定義（計算式）	金額
契約金相当額（消費税抜き）	(A) 契約金相当額（税抜）	円
	(B) 先行する直近の部分払い時の「契約金相当額（税抜）」	円
	(C) 今回部分払の「契約金相当額（税抜）」 = (A) - (B)	円
部分完了に伴う業務の対価（消費税抜き）	$= (C) \times (9/10)$	円
部分払金額（消費税抜き）	(D) = (C) × (9/10 - 前払金額/契約金額（税抜）)	円
消費税額	(E) = (C) × (9/10) × 10%	円

(参考)

契約金額（消費税込み）	円
契約金額（消費税抜き）	円
前払金額	円

注1) 黄色ハイライトを入力して下さい。

注2) 消費税は業務部分完了の金額に対して算出します。

注3) 部分払請求書に記載する業務の対価は「部分完了に伴う業務の対価及び消費税額」となります（不課税契約は対象外）。

注4) 部分払請求書（支払情報）に記載する部分払額は「部分払金額+消費税額の合計」となります。

注5) 「旅費（航空賃）」、「旅費（その他）」、「一般業務費」、「機材費」、及び「再委託費」以外の直接経費を「契約金相当額」として計上する場合は、その内訳を記述（又は別添）してください。また、計上に当たっては、事前に監督職員の了解をとってください。

3. 様式の変更：契約金相当額計算書（一部不課税）

■ 契約金相当額計算書（一部不課税）

部分完了に伴う業務の対価（消費税抜き）の計算式：

「**契約金相当額（税抜）**」×（9/10）及び課税業務金額を追加

【部分払金額計算】

	定義（計算式）	金額	(課税業務金額)
契約金相当額（消費税抜き）	(A) 契約金相当額（税抜）	円	円
	(B) 先行する直近の部分払い時の「契約金相当額（税抜）」	円	円
	(C) 今回部分払の「契約金相当額（税抜）」 = (A) - (B)	円	円
部分完了に伴う業務の対価（消費税抜き）	' = (C) × (9/10)		円
部分払金額（消費税抜き）	(D) = (C) × (9/10 - 前払金額/契約金額(税抜))	円	円
消費税額	(E) = (C) のうちの「課税分」 × (9/10) × 消費税等率 (8% or 10%)		円

(参考)

契約金額（消費税込み）	円
契約金額（消費税抜き）	円
前払金額	円

注1) 黄色ハイライトを入力して下さい。

注2) 消費税は課税業務金額の部分完了に伴う業務の対価の金額に対して算出します。

注3) 部分払請求書に記載する業務の対価は課税業務金額の「部分完了に伴う業務の対価及び消費税額」となります。

注4) 部分払請求書（支払情報）に記載する部分払額は「部分払金額+消費税額の合計」となります。

注5) 「部分払金額計算」の中で、「消費税額」の税率(%)については、当初契約締結時の税率(%)を適用して下さい。ただし、2019年3月以前に発効した契約について、2019年4月以降に契約金額増額の契約変更を行った場合、消費税増額の「経過措置」により、最終的な消費税額が異なる場合があります。このような場合、必要に応じ、事前に相談して下さい。

4. 留意事項等

- 登録番号を取得していない法人や個人事業主については、登録番号の記載は不要ですが、その他の記載は、JICAが経過措置の適用を受けるために必要となります。
- 共同企業体としての登録番号は不要です。請求書を提出する社の登録番号を記載してください。
- 現在実施中の案件で、2023年10月以降に精算払の請求書を提出し、かつ、2023年9月までに部分払がある場合においても、請求書へ業務の対価として、「**精算確定額**」より各部分払時の「**契約金相当額（税抜）**」×（9/10）を算出し、その合計額を差し引いた額を記載する必要があります。
- 経理処理ガイドラインに記載している「領収書の要件」の変更はありません。
- これまでの契約金相当額計算書では、「契約金相当額（税抜）」×（9/10）を明記していないため、別途、合計額算出様式を作成しましたので参考としてください。

※参考：業務の対価合計額算出様式

5. 問い合わせ窓口

■ 問い合わせ窓口：

- 契約・派遣制度課：outpd@jica.go.jp

コンサルタント等契約におけるインボイス制度への対応について

- 業務支援チーム 支払班：outm1_shiharai@jica.go.jp

請求書、契約金相当額計算書の記載方法